

ID: 477

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市水道事業給水条例 第26条		
例規番号	平成18年条例第204号		
【根拠条文】 (手数料) 第26条 手数料は、別表第2の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日